

第 5 章

重層的支援体制整備事業実施計画

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の策定に当たって

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(1) 計画策定の背景と目的

重層的支援体制整備事業（以下：重層事業）は、令和3年（2021年）4月の社会福祉法の改正により市町村の任意事業として創設された事業です。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する事業を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進するものです。

山形市においては、複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けて、包括的な支援体制の整備をはじめとした取組を一体的に実施するため、「山形市重層的支援体制整備事業実施計画」を「山形市地域福祉計画」とあわせて策定します。

(2) 計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて作成するものであり、「第4次山形市地域福祉計画」における基本理念の実現に資する重層事業の実施体制等を定める事業実施計画です。

(3) 重層事業の概要

重層事業の実施に当たっては、次の基本的な理念に基づき、下表に記載の事業を一体的に展開します。

〈基本的な理念〉

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

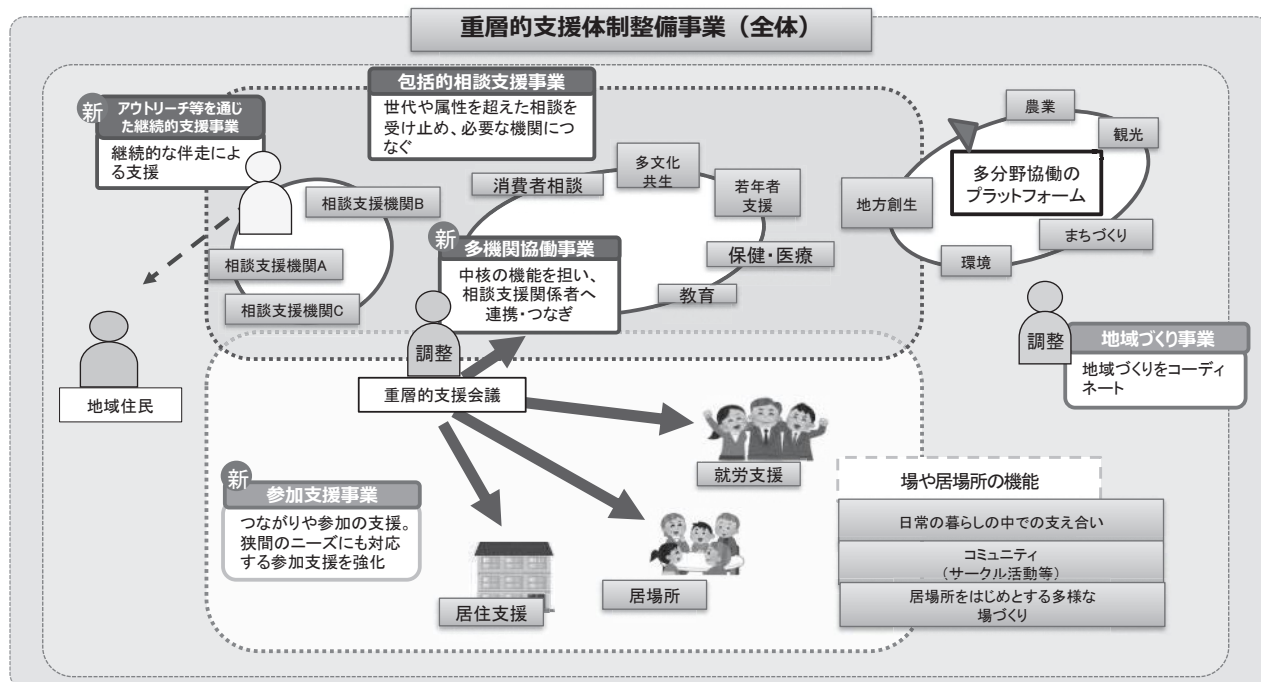
（「重層的支援体制整備事業に係る自治体マニュアル」より抜粋）

〈重層事業で実施する事業〉

事業項目	実施内容
包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の4 第2項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ・支援機関のネットワークで対応する。 ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。

事業項目	実施内容
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける。 ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ・支援関係機関の役割分担を図る。

(厚生労働省ホームページより)



(資料：厚生労働省)

(4) 計画の期間

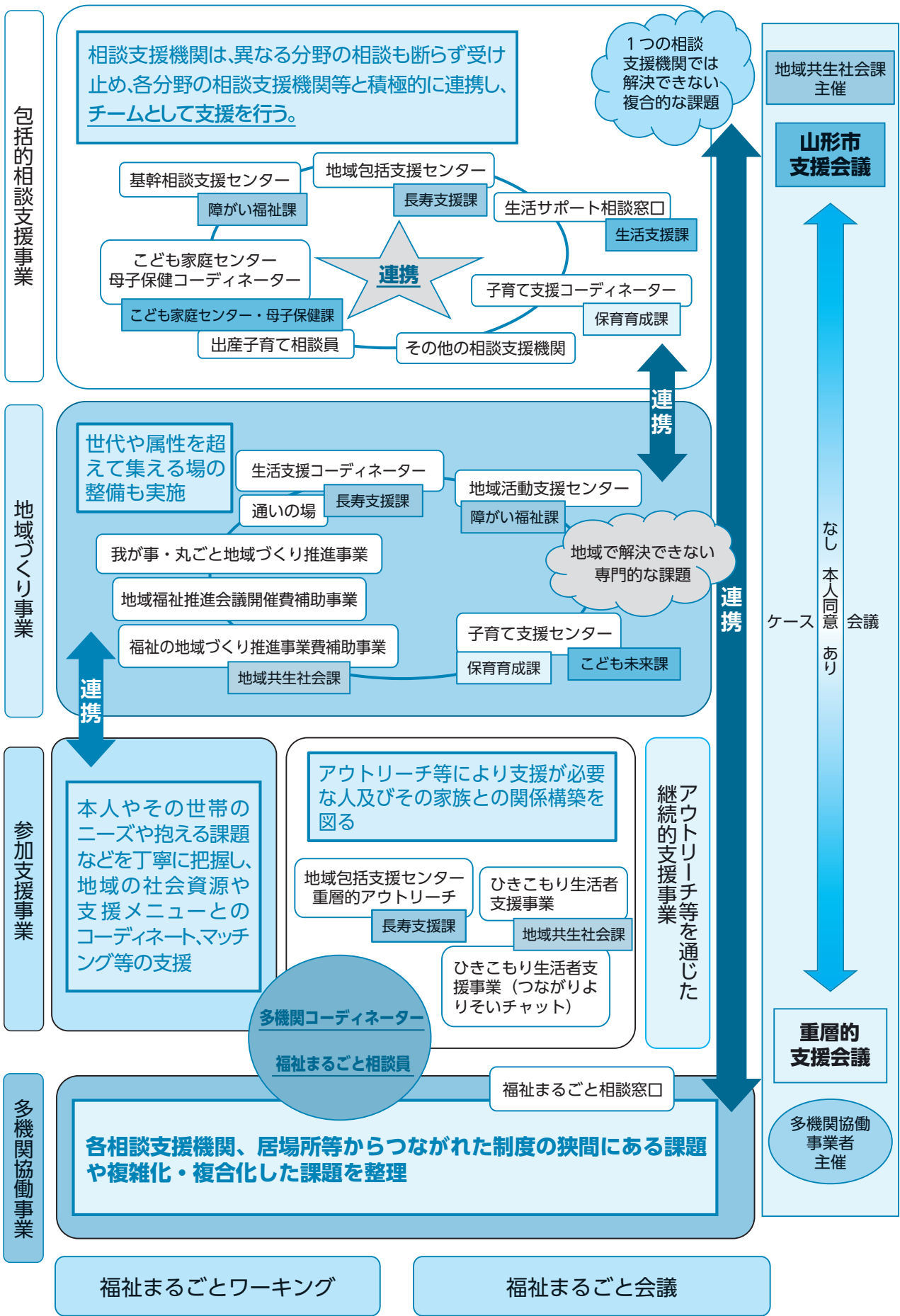
本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 実施体制と各事業の内容

山形市における、重層事業の実施体制は次のとおりです。

事業名	分野	個別事業名(国)	山形市事業名等 (窓口・居場所等名)	事業実施部課	
包括的相談支援事業	介護	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営事業 (地域包括支援センター)	福祉推進部 長寿支援課	
	障がい	障害者相談支援事業	障がい者相談支援委託事業 (基幹相談支援センター)	福祉推進部 障がい福祉課	
	こども	利用者支援事業(特定型)	子育て支援コーディネーターの配置		こども未来部 保育育成課
		利用者支援事業 (こども家庭センター型)	こども家庭センター運営事業		こども未来部 こども家庭センター 健康医療部 母子保健課
		利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	妊婦等包括相談支援事業		健康医療部 母子保健課
	生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業 (生活サポート相談窓口)		福祉推進部 生活支援課
			ひきこもり生活者支援事業		福祉推進部 地域共生社会課
ひきこもり生活者支援事業 (つながりよりそいチャット)				福祉推進部 地域共生社会課	
地域づくり事業	介護	地域介護予防活動支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、地域介護予防活動支援事業 (住民主体の通いの場)	福祉推進部 長寿支援課	
		生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター)		
	障がい	地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター機能強化事業 (地域活動支援センター)	福祉推進部 障がい福祉課	
	こども	地域子育て支援拠点事業	市立保育所の運営管理に要する経費 (子育て支援センター)		こども未来部 保育育成課
			子育て支援施設あ〜べ運営補助事業費 児童遊戯施設の運営管理に要する経費 (子育て支援センター)		こども未来部 こども未来課
			子育て支援ネットワーク事業 (子育て支援センター)		こども未来部 保育育成課
	生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	我が事・丸ごと地域づくり推進事業		福祉推進部 地域共生社会課
			地域福祉推進会議開催費補助事業		
			福祉の地域づくり推進事業費補助事業		
	多機関協働事業			福祉まるごと支援事業 (多機関コーディネーターと福祉まるごと相談員による支援)	福祉推進部 地域共生社会課
参加支援事業					
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業			地域包括支援センター重層的アウトリーチ	福祉推進部 長寿支援課	



(1) 包括的相談支援事業

ア 事業の概要

包括的相談支援事業は、介護、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

相談窓口で受け止めた相談のうち、1つの相談支援機関のみでは解決が難しい場合は、他の支援機関につなぎ、連携を図りながら支援を行います。また、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担や課題の整理が必要な場合や、制度の狭間にある課題で支援を行う者が不明となっている相談については、多機関コーディネーターにつなぎます。

多機関コーディネーターによって課題が整理された相談や、重層的支援会議等で役割分担がなされた相談については、支援関係機関につなぎ戻し、適切な支援を行います。

イ 山形市の包括的相談支援事業

分野	国 事 業 名	包括的相談支援機関名	事業実施部課
	市 事 業 名		
介 護	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター (業務委託・15か所)	福祉推進部 長寿支援課
	地域包括支援センター運営事業		
障がい	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター (業務委託・6か所)	福祉推進部 障がい福祉課
	障がい者相談支援委託事業		
こども	利用者支援事業（特定型）	子育て支援コーディネーター (直営・保育育成課内に配置)	こども未来部 保育育成課
	子育て支援コーディネーターの配置		
	利用者支援事業（こども家庭センター型）	母子保健コーディネーター (直営・こども家庭センター、母子保健課内に配置)	こども未来部 こども家庭センター 健康医療部 母子保健課
	こども家庭センター運営事業		
	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)		
妊婦等包括相談支援事業			
生 活 困 窮	生活困窮者自立相談支援事業	生活サポート相談窓口 (業務委託・2か所)	福祉推進部 生活支援課
	生活困窮者自立相談支援事業		
	生活困窮者自立相談支援事業	ひきこもり相談支援員 (業務委託・1か所)	福祉推進部 地域共生社会課
	ひきこもり生活者支援事業		
	生活困窮者自立相談支援事業		
ひきこもり生活者支援事業 (つながりよりそいチャット)			

(2) 地域づくり事業

ア 事業の概要

重層事業における「地域づくり事業」は、介護、障がい、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。また、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。これにより地域の社会資源を幅広くアセスメント（客観的評価）したうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

地域づくり事業において、把握し受け止めた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の相談支援機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複雑化・複合化した課題については多機関協働事業者や包括的支援事業者につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応します。

イ 山形市の地域づくり事業

分野	国 事 業 名	事 業 形 態	事業実施部課
	市 事 業 名		
介 護	地域介護予防活動支援事業	業務委託	福祉推進部 長寿支援課
	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場）		
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター （業務委託・市内17名配置）	福祉推進部 長寿支援課
	生活支援体制整備事業		
障がい	地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター （業務委託・4か所）	福祉推進部 障がい福祉課
	地域活動支援センター機能強化事業		
こども	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター （直営・2か所）	こども未来部 保育育成課
	市立保育所の運営管理に要する経費		
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター （補助金・1か所、指定管理・1か所、PFI（指定管理）・1か所）	こども未来部 こども未来課
	・子育て支援施設あ〜べ運営補助事業費		
	・児童遊戯施設の運営管理に要する経費		
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター （補助金・22か所）	こども未来部 保育育成課	
子育て支援ネットワーク事業			
生 活 困 窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	業務委託 補助金	福祉推進部 地域共生社会課
	・我が事・丸ごと地域づくり推進事業		
	・地域福祉推進会議開催費補助事業		
	・福祉の地域づくり推進事業費補助事業		

(3) 多機関協働事業

ア 事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、制度の狭間にあり支援者が明確でない課題や、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対する、支援関係機関の抱える課題の把握を行います。同時に各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能を担っており、「支援者を支援する」といった側面も有します。

ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うといった、直接的な支援を行うこともあります。

イ 実施機関（業務委託）

山形市社会福祉協議会

(4) 参加支援事業

ア 事業の概要

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけ、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューを作成します。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

イ 実施機関（業務委託）

山形市社会福祉協議会

(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ア 事業の概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」という。）は、複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。

アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人及びその世帯と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であり、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況にかかわる情報を幅広く収集します。

イ 実施機関（業務委託）

山形市社会福祉協議会

3 重層事業実施に係る会議の開催

山形市における重層事業の実施のため、下記の会議を設置します。

(1) 重層的支援会議（本人同意あり）

ア 目的

重層的支援会議は、本人の同意がある場合で、本人への支援が適切かつ円滑に実施されるため、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成するものです。

イ 会議の主催及び開催方法

重層的支援会議は多機関協働事業者が主催し、随時開催とします。

ウ 会議の参加者

会議の参加者については、原則、多機関協働事業者である多機関コーディネーター及び福祉まるごと相談員、山形市は必須とします。また、事例の内容に応じて、支援関係機関のみならず、本人やその世帯を取り巻く地域の関係者が参加することが望ましい場合は、必要に応じて参加者を決定します。

(2) 支援会議（本人同意なし）

ア 目的

重層事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となりますが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な状況共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第106条の6の規定に基づき、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関を始めとする関係者により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課せられる支援会議を開催します。

イ 会議の主催及び開催方法

支援会議は山形市（福祉推進部地域共生社会課）が主催し、随時開催とします。

ウ 構成員

支援会議の構成員は関係課等・相談機関に属する者及び、その他市長が必要と認める者です。

4 重層事業の推進体制

重層事業は、多分野・多機関に渡る相談機関との連携が重要となります。包括的な相談体制を構築し、対象者の早期発見、課題の早期解決を図るための会議等を設置します。

(1) 福祉まると会議

ア 目的

現在の仕組みでは対応することができない困難な問題等の共有と、それに対応するための新たな仕組みづくり等、包括的な支援体制の構築に向けて必要な事項について協議します。

イ 構成員（令和8年（2026年）3月末現在）

① 関係部長

福祉推進部長、健康医療部長、こども未来部長

② 関係課長

総務部 広報課長

財政部 納税課長

企画調整部 男女共同参画センター所長

市民生活部 市民課長、市民相談課長、国民健康保険課長

健康医療部 精神保健・感染症対策室長、母子保健課長、動物愛護センター長

環境部 環境課長、循環型社会推進課長、廃棄物指導課長

福祉推進部 地域共生社会課長、生活支援課長、長寿支援課長、介護保険課長、障がい福祉課長

こども未来部 こども未来課長、保育育成課長、こども家庭センター所長

商工観光部 働きやすさ追求室長

まちづくり政策部 住宅政策課長

上下水道部 業務課長

教育委員会 学校教育課長、社会教育青少年課長

③ 山形市社会福祉協議会

事務局長、相談支援課長

ウ 開催時期

随時開催

(2) 福祉まるとワーキンググループ

ア 目的

重層事業の実施に関する課題の共有やその解決に向けた検討、まると会議においてワーキングで整理する必要があると認められた事項の協議等を行います。

イ 構成員

福祉まると会議構成員所属課等の担当職員等

ウ 開催時期

随時開催

5 計画の進捗管理と評価、見直しについて

(1) 計画の進捗管理

本計画は、「第4次山形市地域福祉計画」と一体的に実施するため、同計画における成果指標により進捗状況を確認します。

(2) 計画の評価

山形市地域福祉計画の進捗状況の評価する、山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において評価を実施します。

(3) 計画の見直し

計画の評価において事業の改善が必要と判断された場合や、社会情勢が大きく変化した場合など、必要に応じて計画の見直しを行います。